

令和 7 年 10 月 22 日

報道関係 各位

防災まちづくり課
課長 山崎 真寛

文里港から湯崎漁港への船舶による支援物資輸送訓練の実施について

このことについて、別紙のとおり実施いたしますので当日、取材方よろしくお願い申し上げます。

なお、取材を希望される場合は別紙「報道関係の皆様へ」をご確認のうえ、お申し込みくださいますようお願いいたします。

□問合せ先
田辺市役所 防災まちづくり課
担当:宮原 内線 2234
電話:0739-26-9976

文里港から湯崎漁港への船舶による支援物資輸送訓練を10月29日に実施

～和歌山県「命のみなとネットワーク」形成に向けて～

災害時の陸路分断等を想定して、“みなと”の機能を最大限活用して海上輸送による救助・救援や物資輸送等の災害対応支援を行うため、各地域で、船舶を活用した防災訓練の実施など「命のみなとネットワーク」の形成に向けた取組を進めています。

本取組を推進するため、令和5年2月7日に和歌山県下の関係機関で構成する、和歌山県「命のみなとネットワーク」推進協議会を設立し、地域間連携の強化を目的とした訓練等を実施しており、今回4回目となります。

1. 開催日時 令和7年10月29日(水)10:00～12:45
2. 開催場所 和歌山県 文里港 ～ 湯崎漁港
3. 主 催 和歌山県「命のみなとネットワーク」推進協議会
4. 訓練内容 台風接近に伴い記録的大雨のため紀南地方各地で土砂崩壊や河川氾濫が発生し、白浜地区が孤立、ライフライン寸断を想定した支援物資輸送を実施。

＜報道取材について＞

取材を希望される方は、別紙「報道関係の皆様へ」の留意事項をご確認の上、10月27日(月)12:00までに電子メールで会社名・氏名・連絡先等を登録ください。

＜取扱い＞ _____

＜問合せ先＞ 和歌山県「命のみなとネットワーク」推進協議会(事務局)
国土交通省 近畿地方整備局 和歌山港湾事務所
担当者名:橋本(はしもと)・増田(ますだ)
TEL:073-422-8186(代表)

【訓練概要】

【訓練実施機関】和歌山県土整備部港湾空港局、西牟婁振興局、近畿地方整備局港湾空港部、近畿地方整備局和歌山港湾事務所、田辺市、白浜町、日本港湾空港建設協会連合会 和歌山港湾建設協会、和歌山南漁業協同組合

【訓練想定】

- ・台風の接近に伴い、短期的・局地的に記録的大雨が継続した。
- ・29日5時頃に、和歌山県紀南地方各地で土砂崩壊や河川が氾濫し、白浜地区で孤立地域やライフラインの寸断が発生した。

【訓練項目と使用船舶(イメージ)】

■支援物資輸送訓練【文里港】



■支援物資受入訓練【湯崎漁港】



(参考資料)

・命のみなとネットワーク【国土交通省港湾局 HP】

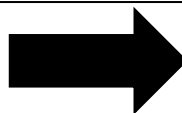
https://www.mlit.go.jp/report/press/port07_hh_000182.html

・和歌山県「命のみなとネットワーク」推進協議会 【国土交通省近畿地方整備局和歌山港湾事務所 HP】

<https://www.pa.kkr.mlit.go.jp/wakayamaport/anzenanshin/bousai.html>

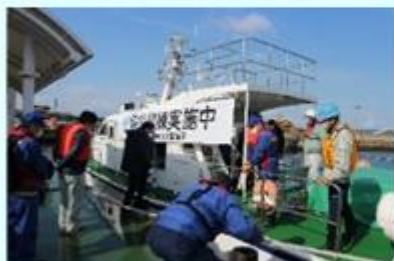


支援物資
輸送訓練



【訓練項目】

□支援物資輸送訓練
(物資搬出)



【訓練項目】

□支援物資輸送訓練
(物資受入)



文里港訓練会場 案内図



湯崎漁港訓練会場 案内図



報道関係の皆様へ

取材を希望される方は、下記連絡先まで電子メールでお申し込みください。

【宛 先】

和歌山港湾事務所 あて

e-mail: pa.kkr-wak-prs@mlit.go.jp

【メールへの記載事項】

- ・会社及び部署名
- ・取材者の役職氏名（全員の役職、氏名を記載願います）
- ・代表者の連絡先（電話番号及びメールアドレス）
- ・当日、移動に使用する車の車種・車番（全車両を記載願います）
- ・当日、取材予定の訓練会場（文里港または湯崎漁港、両方の港を記載願います）

【留意事項】

- ・取材時については、腕章等の着用をお願いします。
また、現地では、安全確保のため、係員の指示に従ってください。
- ・進行上の都合により、内容・時間が変更になる可能性がありますので、ご了承ください。
- ・咳などの風邪症状、発熱等、体調不良のある方は来場をお控えください。
- ・訓練開始時刻については、文里港は10:00、湯崎漁港は12:00を予定しています。

【訓練中止基準】

- ・県内において、震度4以上の地震が発生した場合
- ・和歌山地方気象台が県内に大雨、洪水、暴風、高潮等の警報を発表し、訓練を実施することに危険が伴う等と判断した場合
又は各船舶の船長判断等による
- ・国内において大規模災害が発生し、各機関に出動要請があった場合
- ・高速道路や幹線道路の通行止め等により、訓練参加部隊の参集が大幅に遅れる又は困難な場合

- ・事故等により訓練を継続することが困難な場合
- ・その他、危機管理事象が発生した場合

【訓練中止の判断】

- ・訓練中止の基準に該当する事象が予測される場合、中止の判断を行う。
判断日：10月28日(火)16:00、10月29日(水)7:00

【訓練中止の周知方法】

- ・訓練当日10月29日9:00までに申込書の連絡先に連絡を行う。